

質問に対する回答書

案件番号：賃四 3202

件 名：水質分析機器借上

番号	質問事項	回答
	<p>今回リースとして導入する機器に、データ消去を必要とする機器は無いという認識でよろしいでしょうか。仮にある場合は、機器引き上げ後実施で問題ないでしょうか。</p>	<p>賃貸借期間終了後（令和 11 年 11 月 30 日）以降に設置機器のデータ消去作業を実施してください。</p>
	<p>感染拡大のコロナウイルスや、昨今の半導体不足等の影響で、リース開始日までに納品が困難となった場合は、リース開始日、納品日の協議していただけますでしょうか。また受注者に責のない事由として、第 4 条 4 記載の扱いとしていただけますでしょうか。</p>	<p>本業務においては、仕様書に記載の製品をリース期間の開始日までに納入していただくこととしていますが、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢等の影響により納入期限に間に合わなくなる場合は、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして取り扱うこととし、受注者と発注者間で十分協議を行った上で、設計変更や納期の見直しについて適切に対応したいと考えております。</p> <p>また、この場合は、第 4 条第 4 項に規定する取扱いになるものと考えております。</p>